

あいさつ文（私の思い）

戦後の混乱期、昭和22年児童福祉法公布され、子どもたちへの救済が始まり各地で篤志家と言われる方々の支援があった、それとは別に労働の担い手としても利用されていたと言ったところもあった。それらが時代と共に制度にも現代とは違った救済になっていた。結果戦後の児童福祉を大きく見直す事となり昨年（平成20年）11月に国会において児童福祉法が改正され平成21年4月1日に施行となった。

養護を必要とした児童の受け皿的養育の中の一環として小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）が制度化されたのである。隣近所の家と自分の家は違うように、養護を必要とした子どもたちにも、その子の状況に相応した環境が必要な事として考えられた制度。千葉県の実況からしても都心型に近い地域と、都心から離れた地域の養護を必要とした子どもの置かれている現実は様々で複雑。

里親から始まった私の疑問は、子ども達とプライバシーを共有にした「生活」という現場から学び経た事のみでしか分かりませんが、それは人間として、親から子へと受け継がれるはずの全ての基本、また、人として生きるための生命への気薄がなぜ起こるのか、それは文明の発達かそれとも多様な文化の違いの入り乱れなのか、現代社会の中では弱者への風当たりは益々強くなり、思いやりや労りと言った言葉だけが頭の上を通過していく。全てが機械化され労働といった言葉にもボタンやスイッチひとつで事足りる現代に、高齢者には到底ついていけないしお金もかかる、だが子どもたちは乳児ですらボタン及びスイッチ文化に適応をしている。たとえば、スプーンすら持つことができないオムツも取れていない乳児でも1歳になると、これは、何のボタンスイッチかが理解をしている。この現象は現代的な世相なのかと思う事もある。一般的な子育て育児とは手間暇がかかる現代の重労働かも知れない。それがやがて、児童及び乳児の計り知れないほどの幾多の試練や喜びや成長がある。また、乳児は予測不可能な出来事に出会う事が多い。その時には養育者が精神的に安定をした対応をしなければ、困難な事態を引き起こす要因に繋り、それがやがて児童や乳児の心に響く対応が取れにくい事にもなる。支援のない孤立した養育は、養育者や子どもにも一段と厳しい事態と困難さが増してくると云っても過言ではない。大人の都合で要保護児童と呼ばれて委託されるが児童及び乳児は決して自分自身で望んで来るわけではない。だが養育する者は子たちへの思いや縁があって出来た経緯には、やがてその思いがお互いに支えあう関係にも成長していく。その縁や繋がりに成るまでにはお互いの苦慮した人的作業や支援がある。全ての児童は重要かつ貴重な社会の担い手です。それには過保護や、粗雑な養護ではなく、大人社会が手本になれるような社会しくみや家族養護が必要な事だと思う。体験から感じる事は、同じ社会の1人として身近な所から、其々のできるところの支援や尽力が必要な事なのだと思ふのです。1人でも多くの方に支援者に成って欲しいと祈らずにはられません。